令和6年度(2024年度) 戸建木造住宅 耐震改修事業 利用の手引き



申請者(市民の皆様)向け

- 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 -



設計改修一括(段階的耐震改修)編

/						
′	0	熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業	•	•	•	PΙ
	0	設計改修一括(段階的耐震改修)の利用について	•	•	•	P 2
		1. 申請の前に確認すること	•	•	•	P 2
		2. 事業の流れ	•	•	•	P 5
		3. 事業の実施	•	•	•	P 6
		4. その他の手続きについて	•	•	•	P I 3
		5. 住民票等の入手先	•	•	•	P I 4
	0	記入例	•	•	•	P I 7
	0	よくある質問	•	•	•	P24
/						/

お問合わせ先

熊本市 住宅政策課 (市役所 9 階)

7860-860I

住所:熊本市中央区手取本町 | 番 | 号電話番号: 096-328-2449 FAX番号: 096-359-6978

メールアドレス: jutakuseisaku@city.kumamoto.lg.jp

熊本市の戸建木造住宅の耐震化事業

熊本市では、平成12年5月31日以前の戸建木造住宅の耐震化に対する支援を行います。今後起こりうる地震に備え、お住まいの耐震化をご検討ください。

耐震診断

耐震診断士がご自宅に伺い、目視及び図面 等により住宅を調査し、耐震性を評価しま

派遣

耐震診断に要する費用 5,500円(定額)



基礎はどうなってるの?

★熊本市から施工会社へ補助金を直接 支払うことができます (代理受領制度)。 申込者の皆様が準備する資金は、工事等の 費用から補助金額を除いた額となります。

設計改修一括

耐震診断士が行った補強設計・工事監理及び 改修工事を一括で実施した場合が補助の対象 です。

補助

補助金額の算定については改修工事費用の 4/5以内(上限 100 万円)

段階的耐震改修

設計改修一括の改修工事について、時期を 分けて2段階で実施するものです。 (住民税非課税世帯のみ対象)

補助

【1段階目耐震改修工事】

補助金額の算定については改修工事費用の 4/5以内(上限70万円)

補助

補助

【2段階目耐震改修工事】

補助金額の算定については改修工事費用の4/5以内(上限100万円-1段階目補助額)

建替え設計工事一括

建替え〉同一敷地での建替えが対象です。

│建替え工事費用の 4/5 以内(上限 100 万円)

※熊本地震による被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象の住宅は対象外となります。

耐震シェルター

補助

費用の 1/2 以内(上限 20 万円)

睡眠スペース等を守るための装置を、寝室など住宅の一部に設置します。

※設計改修一括及び設計改修一括(段階的耐震改修)の補助から補強計画設計のみ(費用の2/3以内で上限 | 4万円の補助)に切り替えることも可能です。

その後、耐震改修工事を行う場合は、耐震改修工事の補助(費用の I/2 以内で上限60万円の補助)となります。また、段階的耐震改修工事を行う場合は、I段階目耐震改修工事の補助(費用の I/2 以内で上限42万円の補助)と、2段階目耐震改修工事の補助(費用の I/2 以内で、「上限は60万円 - I段階目の補助額」)となります。

●設計改修一括(段階的耐震改修)の利用について

事業概要

本事業は、熊本市の登録診断士(以下、耐震診断士)が耐震診断を実施した住宅で、上部構造評点を 0.7未満から 0.7以上とする耐震改修工事を | 段階目耐震改修工事、 1.0未満から 1.0以上とする耐震改修工事とする段階的に行う耐震改修工事について、補強計画設計(補強案の検討や設計図書の作成、工事費の積算など)、 | 段階目耐震改修工事(工事監理を含む)を一括で実施する場合に、工事費用の一部を住民税非課税世帯である所有者等へ補助するものです。

1. 申請の前に確認すること

(1)補助の対象となる住宅

補助金の交付対象となる住宅は、耐震診断士が耐震診断を実施し、上部構造評点が

- 0.7未満と評価されたもので、次の条件をすべて満たすものです。
- 1. 熊本市内にある、人が住んでいる又は住む見込みがある戸建木造住宅 (併用住宅の場合、店舗等の床面積が延床面積の2分の | 未満のもの)
- 2. 在来軸組構法又は伝統的構法によって建てられたもの
- 3. 3階建てまでのもの
- 4. 平成 | 2年5月3 | 日以前に着工したもの

(昭和56年6月 | 日以降に着工したものは、熊本地震による罹災証明書を取得されているもの や被害写真等により被害が確認できるもの)

- 5. 平成 | 2年6月 | 日以降に増築した場合、増築部分の床面積が延床面積の2分の | 以下のもの
- 6. 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- 7. 過去にこの事業又は他の事業の補助金等の交付を受けて補強計画設計、耐震改修工事をしたことのないもの

(2)補助の対象になる方

補助金の交付の対象になる方は、次の条件をすべて満たす必要があります。

- 1. 住宅の所有者または以下の(1) または(2) の方
 - (1)中古住宅を購入し、自ら居住する見込みである者
 - (2)住宅に居住している、住宅所有者の2親等以内の親族

(その他、特別な理由で所有者による申し込みが不可能な方はご相談ください。なお、貸家等の 所有者が申し込みを行う場合、賃借人の同意が必要となります。)

- 2. 市税の滞納が無いこと
- 3. 世帯全員について、直近の年度の個人市民税・県民税(住民税)が課税されていない世帯であること。

(3)補助金額

I 戸あたりの補助金の額は、次のとおりです。

【 | 段階目耐震改修工事】

耐震改修工事費の5分の4以内 かつ 上限70万円 (千円未満は切捨て)

【2段階目耐震改修工事】

耐震改修工事費の**5分の4以内 かつ 上限「IOO万円-Ⅰ段階目耐震改修** 工事で受け取った補助金額」(千円未満は切捨て)

(4) 申請期間と事業の完了期限、募集戸数

受付期間:令和6年(2024年)4月|9日(金)から7月3|日(水)

※当日消印有効

申請方法:住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

また、申請者本人からのみの電子申請が可能ですので、詳細は市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

募集戸数:5戸程度 ※先着順

完了期限 (完了実績報告書の提出期限):令和7年(2025年) | 月3|日(金)まで

(5)補強計画設計及び耐震改修工事の工事監理を行う建築士

補強計画設計及び耐震改修工事の工事監理を行う建築士は、耐震診断士として熊本市に登録されている建築士である必要があります。

(6) 印鑑(同意書・委任状等)

押印が必要な書類に使用する印鑑は、認印で結構です。ただし、浸透印(シャチハタ等)は使用できません。押印が必要な書類が複数ある場合は、各書類共に同じ印鑑を使用してください。

(7) 書類の作成等については担当の耐震診断士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類(補助金交付申請書、完了実績報告書など)の作成や工事写真の 撮影などを行わなければなりません。申請書類の作成については、担当の耐震診断士へ作成を依頼す ることでスムーズに事業を進めることができます。

熊本市から耐震診断士向けの事業マニュアルや申請書類の様式を渡していますので、担当される耐 震診断士へ、本事業を利用して耐震改修工事を実施したい旨をお伝えください。

(8) 本事業で発生する業務について

+

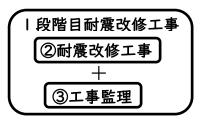
本事業で補助を受けるためには、耐震補強計画を行う「耐震補強計画設計」、この 計画・設計に基づき工事を行う「耐震改修工事」・「工事監理」を行う必要があります。

【本事業で発生する業務】

①補強計画設計

①③:耐震診断士が行う業務

②施工業者が行う業務





①補強計画設計とは

補助事業を活用するためには、耐震改修工事の前に上部構造評点が 0. 7未満の住宅を 0. 7以上にするための | 段階目の補強計画設計と、 0. 7以上とした住宅を | . 0以上にするための 2 段階目の補強計画設計が必要です。補強計画設計の内容は、次のようなものが挙げられます。

- ○補強案を作成するために必要な、追加調査及び現況の耐震診断書及び図面の作成
- ○補強案の検討や打ち合わせなど
- ○補強案の設計図書(耐震診断書、平面図、詳細図など)の作成
- ○耐震改修工事費・工事監理費の見積書の作成

②耐震改修工事とは

補強計画設計に基づき行う耐震改修工事です。主に次のようなものが該当します。

- ○筋交いや構造用合板および金物等の設置による壁の補強
- ○基礎の補強
- ○屋根の軽量化
- ○壁工事等による壁等の破壊復旧費
- ※リフォーム工事、地震被害の修理は補助対象外ですが、耐震改修工事と同時に実施することは問題ありません。
- ※耐震化のために必要な破壊復旧であっても、仕上材を現況のものよりも華美なものにする工事などは補助対象外となります。
- ※その他、補助の対象となるか不明な工事については、個別にご相談ください。



金物による補強



屋根の軽量化

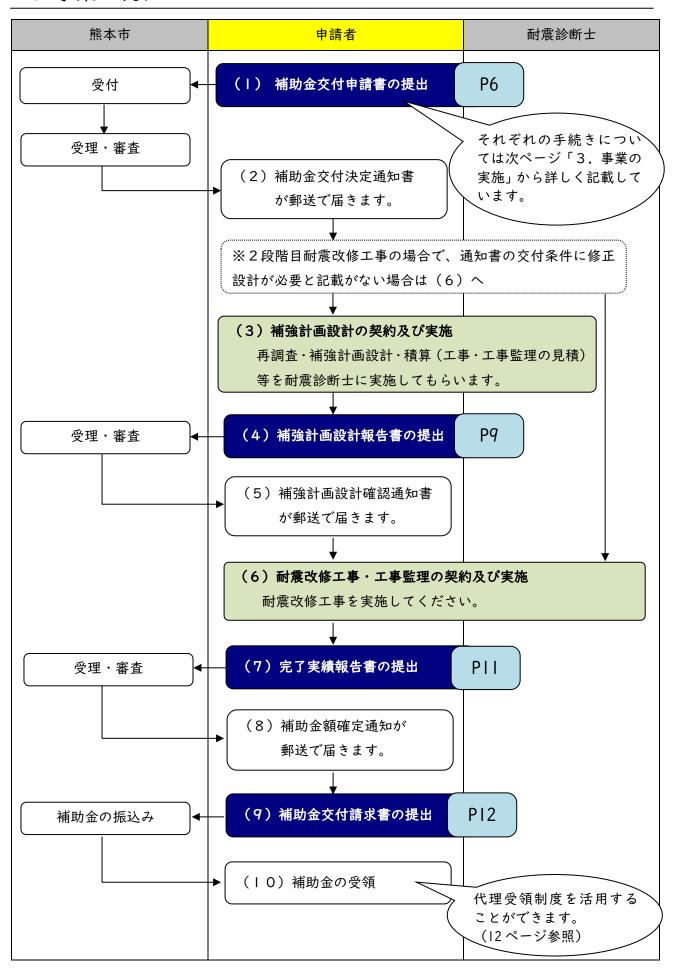


構造用合板の設置

③工事監理とは

耐震改修工事が、設計図書通りに施工がされているかの確認や工事中の問題や設計内容の変更に対 応する等、正確な耐震性能を確保するための重要な業務です。

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1)補助金交付申請書の提出

最初に行う補助金の申請の手続きです。

※委任状を添付することで、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者 (耐震診断士)

次の書類を用意し、申請者または担当の耐震診断士が提出してください。申請書類の作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

受付開始日:令和6年(2024年)4月 | 9日(金)※先着順で受付を行います。

提出方法:住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

また、申請者本人からのみの電子申請が可能ですので、詳細は

市ホームページまたはお電話にてお尋ねください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出先: 〒860-860| 熊本市中央区手取本町|-| 住宅政策課

〇提出書類(I 段階目耐震改修工事)

確認欄		提出書類	入手先				
	(1)	補助金交付申請書(様式第 の2)		記入例PI7	耐震診断士へ依頼		
	(2)	事業計画書(別紙 I)	記入例	P18, P19	耐震診断士へ依頼		
	(3)	補強計画設計の見積書の写し			耐震診断士へ依頼		
	(4)	耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書	の写し		耐震診断士へ依頼		
	(5)	申請者の世帯全員の住民票の写し			14ページ参照		
		※居住者が別にいる場合は、居住者の住民	票の写	L	14ペン参照		
	(6)	住宅の所有者がわかる書類の写し(登記事	項証明	書)	14ページ参照		
	(7)	市税の滞納がないことの証明書の写し	べないことの証明書の写し				
	(8)	世帯全員の直近の年度の個人市民税・県民	税(住	民税)が非課税	I5ページ参照		
		であることがわかるもの			13ペン参照		
	(9)	補助事業の実施に係る同意書(別紙2)		記入例P20	申請者が準備		
		※共有者又は賃借人がいる場合に提出		BOX N11 Z O	7.09.0 4.09		
	(10)	建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年	月日が	わかるもの	I5ページ参照		
		※(6)により建築年が確認できる場合は省町					
	(11)			記入例D22	申請者が準備		
		罹災証明書又は罹災報告書(派遣要綱様式	第2号) 60/(7)1 22			
	(12)	耐震診断結果報告書の写し			申請者が準備		
		※表紙だけではなく、報告書一式の写し					
		現況写真(外観写真2方向以上)			申請者が準備		
	(14)	委任状(別紙3)		記入例P2I	耐震診断士へ依頼		
		※耐震診断士に手続きを委任する場合に提	出				

〇提出書類(2段階目耐震改修工事)

確認欄	提出書類	入手先
	(I) 補助金交付申請書(様式第 I の 3) 記入例 P I 7	耐震診断士へ依頼
	(2) 事業計画書(別紙I) <u>記入例PI8,PI9</u>	耐震診断士へ依頼
	(3) 耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し	耐震診断士へ依頼
	(4) 申請者の住民票の写し ※居住者が別にいる場合は、居住者の住民票の写し	4ページ参照
	(5) 住宅の所有者がわかる書類の写し(登記事項証明書)	I4ページ参照
	(6) 市税の滞納がないことの証明書の写し	I4ページ参照
	(7) 補助事業の実施に係る同意書(別紙2) ※共有者又は賃借人がいる場合に提出	申請者が準備
	(8) 現況写真(外観写真2方向以上)	申請者が準備
	(9) 委任状(別紙3) ※耐震診断士に手続きを委任する場合に提出	耐震診断士へ依頼
	(10) 段階目の補助金額確定通知書の写し	申請者が準備
	(II) I 段階目耐震改修工事後の増築等により設計内容が変わる場合 は、変更に関する書類	耐震診断士へ依頼

(2)補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の提出後、熊本市は申請された住宅が補助対象となるかを、提出書類により審査を行います。(審査には通常3週間程度かかります)

提出書類の審査・補助金額の査定が済みましたら、市から補助金交付決定通知書を郵送します。

- | 段階目耐震改修工事の場合 ⇒ P8 (3) へ、
- 2 段階目耐震改修工事の場合で補助金交付決定通知書の「3 交付条件」に、修正設計が必要と記載がある場合 ⇒ P8(3)へ、 ない場合 ⇒ PI0(6)へ

(3)補強計画設計の契約及び実施

補助金交付決定通知書が届いたら、<mark>補強計画設計の契約を結び</mark>、補強計画設計を実施してください。補強計画設計の補助対象となる業務は4ページをご覧ください。

- ★補助金交付決定通知書の日付より前に補強計画設計の契約を結ぶと、補助を受けることができなくなります。必ず、補助金交付決定通知書の日付以降に契約を結んでください。
- ※追加調査や再診断を実施した結果、上部構造評点が I. O以上(倒壊しない、一応倒壊しない) ということが判明した場合、追加調査や再診断に要する費用のみが補助対象として扱われ、それ 以外の補強計画設計に要する費用は補助対象外となります。その際は、必ず変更申請を行い、補 強計画設計の事業を完了してください。(申請内容が変更になった場合の手続き⇒ I 3ページ)

★耐震改修工事を実施しない場合について

本事業は、補強計画設計と耐震改修工事を一括で実施するものが対象ですが、補強計画設計が終わった際に、耐震診断士から申請者に補強計画設計の内容と耐震改修工事について説明がありますので、耐震改修工事の費用や工期等の理由で、耐震改修工事を実施しない場合は耐震診断士にその意向を伝えてください。

耐震改修工事を実施しない場合は、補強計画設計のみの補助への変更の手続きが必要になります ので、熊本市に必要書類を提出してください。

○補強計画設計の補助

補強計画設計にかかる費用の3分の2以内、上限 | 4万円

- ※耐震改修工事を実施しない場合でも、補強計画設計に掛かる費用については、担当の耐震診断 士へお支払いして頂く必要がありますのでご注意ください。
- ※2段階目耐震改修工事の修正設計の場合は対象外となります。

(4)補強計画設計報告書の提出

補強計画設計が完了したら、補強計画設計報告書を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者

(耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出方法:住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出先:〒860-860| 熊本市中央区手取本町|-| 住宅政策課

◆補強計画設計報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1)補強計画設計報告書(様式第6号)	耐震診断士へ依頼
	(2)補強計画設計に係る契約書の写し	耐震診断士へ依頼
	(3) 現況の各階平面図	耐震診断士へ依頼
	(4)補強案の設計図書(I段階目耐震改修工事及び2段階目耐震 改修工事とも)・現況の耐震診断書 ※再診断を行った場合に提出・平面図、詳細図、補強案の耐震診断報告書 等	耐震診断士へ依頼
	(5) 耐震改修工事の工程表	耐震診断士へ依頼
	(6) 耐震改修工事及び工事監理の見積書の写し	耐震診断士へ依頼
	(7) 段階的耐震改修工事については、I 段階目耐震改修工事及び 2 段階目耐震改修工事の工事並びに工事監理の見積書の写し	耐震診断士へ依頼
	(8) 段階的耐震改修工事については、耐震改修工事を段階的に実 施する理由書及び誓約書(別紙4)	申請者が準備

(5)補強計画設計確認通知書が郵送で届きます

補強計画設計報告書の提出後、熊本市が内容を確認し、補強計画設計確認通知書を郵送します。

(6) 耐震改修工事・工事監理の契約及び実施

補強計画設計確認通知書が届いたら、<u>耐震改修工事及び工事監理の契約を締結し</u>、工事を実施してください。耐震改修工事の補助対象となる業務は4ページをご覧ください。

★補強計画設計確認通知書の日付より前に耐震改修工事及び工事監理の契約を結ぶと、 補助を受けることができなくなります。必ず、補強計画設計確認通知書の日付以降に 契約を結んでください。

★工事写真について

本事業では、補強計画設計の設計図書のとおりに工事が適切に行われているかを確認するため、工事写真の提出を求めています。

工事写真については、工事監理者 (耐震診断士) 又は施工者が次の工程ごとの写真を撮影します。 撮影は、耐震改修工事に係るすべての箇所で実施する必要があります。

工事写真により補強内容が確認できない場合は、壁や床・天井等を破壊するなどの調査により確認を求めることがあります。

着手前	・工事着手前の状況がわかる全景写真 ・既存の仕上げ状況が確認できる写真(補強箇所ごと)				
補強材料、仕上材料	補強に使用する材料の写真、仕上(復旧)に使用する材料の写真				
仕上材等の解体完了時	既存の壁内の状況が確認できる写真(補強箇所ごと)				
補強部材取付完了時	補強部材の取付の状況が確認できる写真(補強箇所ごと)				
補強工事完了後	・完了後の全景写真(着手前に撮影した場所から撮影) ・補強部分の補強後の仕上げ状況が確認できる写真(補強箇所ごと)				

(7) 完了実績報告書の提出

耐震改修工事が完了したら、耐震診断士が工事写真や耐震改修工事監理報告書などを取りまとめます。耐震診断士から工事内容について説明が有ります。

その後、完了実績報告書を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者

(耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出方法:住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。 提出先:〒860-860| 熊本市中央区手取本町|-| 住宅政策課

提出期限: 令和7年(2025年) | 月3 | 日(金)まで

◆完了実績報告書及び添付書類

確認欄	提出書類	入手先
	(1)完了実績報告書(様式第8号)	耐震診断士へ依頼
	(2) 耐震改修工事監理報告書(実施要綱の様式第 号)の写し	耐震診断士へ依頼
	(3)工事写真(上記参照)	耐震診断士へ依頼
	(4) 耐震改修工事及び工事監理に係る契約書の写し	耐震診断士へ依頼
	(5)補助対象経費に係る請求書又は領収書等の写し	耐震診断士へ依頼

(8)補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の提出後、熊本市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(9)補助金交付請求書の提出

補助金額確定通知書が届いたら、補助金交付請求を提出してください。

※委任状を提出していれば、耐震診断士が書類を提出することができます。

申請者 (耐震診断士)

次の書類を用意し、提出ください。

提出方法:住宅政策課へ申請書等を原則郵送でご提出ください。

※持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。

提出場所:〒860-860| 熊本市中央区手取本町|-| 住宅政策課

提出期限: 令和7年(2025年)3月31日(月)まで

◆補助金交付請求書及び添付書類

	確認欄	提出書類	入手先
		()補助金交付請求書(様式第 0号)	耐震診断士へ依頼
-		(2) 耐震改修工事の <mark>領収書等</mark> の写し 補助事業に係る費用の支払いが確認できる書類(領収書等)の写し	耐震診断士へ依頼
		(未提出の場合のみ)	

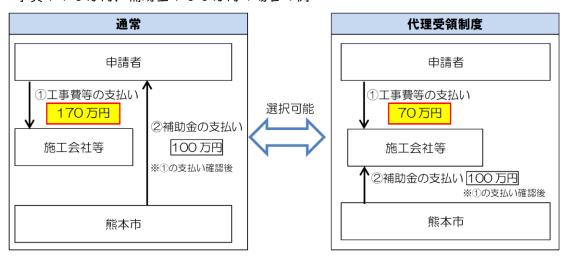
(10)補助金の受領

補助金交付請求書を提出してから通常3週間程度で指定された口座に補助金が振り込まれます。 熊本市から入金済みの連絡は行いません。通帳を確認していただき、補助金が振り込まれていたら本 事業は完了となります。

★代理受領制度について

熊本市が直接、耐震診断士や施工会社等へ補助金を支払うことができるようになりました。代理受領 制度の活用については、耐震診断士へご相談ください。

●工事費 | 70万円、補助金 | 00万円の場合の例



4. その他の手続きについて

◆ 申請内容が変更になった場合

補強計画設計又は耐震改修工事の途中で、申請した内容(費用、工法、耐震性の評価等)に変更があったときは、変更の手続きが必要な場合がありますので、耐震診断士にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

◆ 辞退をする場合

補助事業を途中で辞退する場合は、辞退届を提出する必要があります。

その場合は、補助金を受け取ることができません。また、既に耐震診断士や工務店などが業務を行っている場合の費用は申請者の負担となりますのでご注意ください。

辞退届の様式は、耐震診断士にご相談いただくか、住宅政策課までお問合せください。

◆ 住宅の耐震改修証明書の発行について

一定の要件を満たす住宅の2段階目耐震改修工事を行った方は、税制の優遇措置(所得税の特別控 除と固定資産税の減税措置)を受けられる場合があります。

優遇措置を受けるためには、それぞれ証明書が必要になります。熊本市が証明書を発行できるのは 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を活用して耐震改修を実施したものに限ります。

○所得税の特別控除

(昭和56年5月31日以前に着工されたものであること)

所得税控除額に関するお問い合わせ

熊本市中央区、北区、西区、南区にお住まいの方:熊本西税務署 096-355-1181 東区にお住まいの方:熊本東税務署 096-369-5566

○固定資産税の減額措置

(昭和57年 | 月 | 日以前から所在するものであること)

固定資産税減額に関するお問い合わせ

固定資産税課 096-328-2195

5. 住民票等の入手先

◆住民票の写し

各区の区役所区民課および出張所等で取得する場合

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

※土曜、日曜、祭日の場合は市役所 | 階時間外証明窓口(午前9時~午後7時)で取得可能

※市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。

手数料:400円

必要なもの:本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

証明書コンビニ交付サービスで取得する場合

サービス提供時間:午前6時30分~午後||時00分

必要なもの:個人番号カード (マイナンバーカード)

手数料:200円

詳しくは、中央区役所 区民課(096-328-2240)など、お近くの区役所、出張所にお尋ねください。

◆住宅の所有者がわかるものの写し(登記事項証明書の写し※)

※住宅の登記がされていない場合は、固定資産証明書の写しをご提出ください。

登記事項証明書

入手先:法務局(PI6を参照ください)

手数料等については、法務局に直接ご確認ください。

(※住宅の登記がされていない場合)固定資産証明書

入手先:中央区役所は市民税課、その他の区役所(北・南・東・西)は税務室および出張所等

(市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。)

必要なもの:印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

手数料:400円

◆市税の滞納が無いことの証明書の写し

入手先:中央区役所は市民税課、その他の区役所(北・南・東・西)は税務室(市内にお住まいの 方は、お住まいの区以外でも入手できます。)

(各区の区役所区民課や出張所等では入手できません。)

必要なもの:印鑑、本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証など)

手数料:400円

◆世帯全員の直近の年度の個人市民税・県民税(住民税)が非課税であることがわかるもの(市県民税(所得・課税)証明書の写し)

市民税課、各税務室、各区役所区民課および出張所等で取得する場合

受付時間:午前8時30分~午後5時15分

※土曜、日曜、祭日の場合は市役所 | 階時間外証明窓口(午前9時~午後7時)で取得可能

※市内にお住まいの方は、お住まいの区以外の窓口でも入手できます。

手数料:400円

必要なもの: 本人確認ができるもの (運転免許証、健康保険証など)

証明書コンビニ交付サービスで取得する場合

サービス提供時間:午前6時30分~午後11時00分

必要なもの:個人番号カード (マイナンバーカード)

手数料:200円

※市県民税(所得・課税)証明書で、「市県民税額」欄が0円のものを非課税証明書として扱っています。

◆住宅の建築確認通知書(建築確認済証)の写し

- ※登記事項証明書により建築年が確認できる場合は不要
 - ①ご自宅に保管されている場合は、その写しを提出してください。
 - ②ご自宅にない場合は次の方法により通知書を発行できますので、その写しを提出してください。

入手先:市役所 | | 階 建築指導課

必要なもの:新築時の住宅の所有者や地番、建築年がわかるもの

手数料:300円

※昭和46年以降に建築確認申請を行い、建築された住宅が対象です。

※住宅の所有者がわかるものの写し(登記事項証明書、固定資産証明書等)により建築年が確認できる場合は省略可能。

ご不明な点は、住宅政策課 (096-328-2449)までお問い合わせください。

登記事項証明書については、熊本地方法務局(本局)で入手してください。



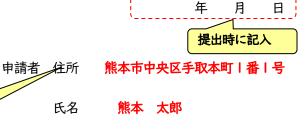
※法務局ホームページより

戸建木造住宅【改修】 様式第1号の2(第4条関係)

記入例

「住民票」の住所を記入してくださ

熊本市長 大西 一史 様



096-111-111

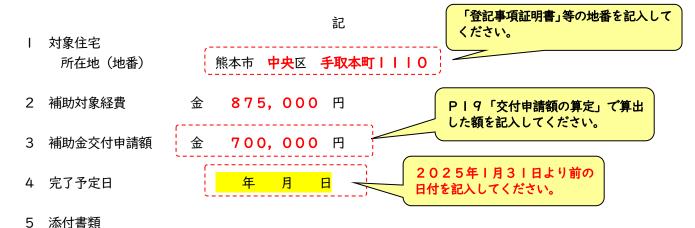
補助金交付申請書

(設計改修一括(段階的耐震改修) I 段階目耐震改修工事)

熊本市戸建木造住宅耐震改修事業の補助金の交付を受けたいので、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業 補助金交付要綱第4条第Ⅰ項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

氏名

電話番号



分類 確認欄 書類 (1) 事業計画書(別紙 1) (2) 補強計画設計の見積書の写し (3) 耐震改修工事及び工事監理の概算の見積書の写し (4) 住民票の写し (5) 住宅の所有者がわかる書類の写し(登記事項証明書) (6) 市税の滞納がないことの証明書の写し (7) 世帯全員の直近の年度の住民税が非課税であることがわかるもの (8) 補助対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、補助事業の実施に係る同意書(別紙2) (9) 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの ※(5)により建築年が確認できる場合は省略可能。 (10) 昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、災害対策基本法に基づく罹災証明書又は 罹災報告書(派遣要綱様式第2号) (11) 耐震診断結果報告書の写し (12) 現況写真(外観写真2方向以上) (13) 手続きを委任する場合は、委任状(別紙3) (14) その他市長が必要と認める書類

戸建木造住宅【改修】 (第一面)

別紙 | (様式第 | 号、様式第 | 号の2、様式第 | 号の3、様式第 | 5号、様式第 | 8号関係) 事業計画書(設計改修一括、設計改修一括(段階的耐震改修) | 段階目耐震改修工事、設計改修一括(段階的耐震改修) | 2段階目耐震改修工事、建替え設計工事一括、耐震シェルター工事)

.,	_ (;;		,	- 1731 -	1 - 1 - 1 - 1 - 1	,	1, 2, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		101/101/10	•	- 17
申	1:	主 戸	f	熊本	市中央区手	取本町	番 号 .		「住民票	・の付	上所を記入してくださ
申請者	E	氏 名	3	熊本	太郎				('°	, ,,,,	
	Ē	近 在 地 (地番)			中央区	手取本岡	ДIIIO -		「登記事項ください。	証明書	事の地番を記入して
	F	用 逡	金	□貸	用住宅(□店舗	□事務所		その他())
	ß	皆 数	久		屋 階建て 階建て						
					住宅部	分	住宅以外の	部分	小計		合計
		昭和56年	5月	階	70.39	m ²	0	m²	70.39	m²	
		31日以前に		2階	28.88	m ²	0	m²	28.88	m²	99.27 m ²
		エした部分)	3階	(m ²	0	m²	0	m ²	
		昭和56年6月1 日以降、平成 12年5月31日 以前に増築し た部分		階	14. 23	m ²	0	m²	14.23	m^2	
住宅概要			2階	(m ²	0	m²	0	m²	14.23 m ²	
概 要	規模		築し	3階	(m ²	0	m²	0	m²	
	・床面積	日以降に増築	Я	階	(m ²	0	m²	0	m²	
	積		2階	(m ²	0	m²	0	m ²	0 m ²	
		した部分	分	3階	(m ²	0	m²	0	m ²	
		ı	階計		84.62	m ²	0	m²			
		2	階計		28.88	m ²	0	m²			
		3	階計		(m ²	0	m²			
		小	計		113.50	m ²	0	m²	延床面積		113.50 m ²
	3	建築年月日			昭和54年 4月30日						
	建築確認 昭和54年 月3 日 (第 234				234 号)					
耐雪		熊本市の 制度の利用		■ 有り □ 無し	(令和元年	度)					
耐震診断の概要		現況の			X方向	1	階Y方向	2	2階X方向		2階Y方向
の概	ī	・現況の 対震診断結果	₽		35		0. 43		0.83		0. 91
要	(上部構造評点)		3階	X方向	3	階Y方向					

設計改修一括、設計改修一括(段階的耐震改修)は(第二面)、建替え設計工事一括は(第三面)、耐震シェルター工事は(第四面)に続く

			(第二面)			
		(熊本県)知事登録 第	500000号			
補強設計者	建筑土电效元	事務所名 株式会社 鈴木一級建築士事務所				
棚畑設司名 及び補強工	建築士事務所	住 所 熊本市中央区熊	本城 番 号			
事監理予定		電話番号 096-111	-2222			
者の概要	245 P. T.	(一級)建築士(国土	交通大臣)登録 第000000号			
	建築士	氏名 肥後 二郎				
		■ 補強施工者未選定 □ 補強施工者選定済み((下欄に記載)			
補強施工予		会社名				
定者の概要	補強施工者	住所				
		電話番号				
		担当者				
		補強計画設計に要する費				
	見積額 (消費税を除く)	用用	300,000 円			
		 耐震改修工事に要する費				
		用(概算)	1, 200, 000 円(①)			
		耐震改修工事の工事監理	200 000 5			
交付申請額		に要する費用(概算)	200,000 円			
の算定	補助対象経費の上限額 (注 I)		875,000円(②)			
		① ②のうち最小の額(注	:2)			
	補助対象経費		875, 000 円(A)			
			273, 333 13 (77)			
交付申請額 (= A × 4 / 5)			700,000 円			
(-// 4/ 3)			申請書類を受理してから、通常			
補強計画設計着手予定日		令和 〇年〇月〇〇)日 3週間程度で交付決定となり			
耐震改修工事着手予定日		令和 〇年〇月〇〇	ますので、その期間を見込んだ 日付を記入してください。			
III JAX S			1			
	完了予定日	令和〇年〇月〇〇)			
備考						
令和7年1月31日より前の日 付を記入してください。						
		13 2 307 (0 (1/2 (4)				
<u> </u>						

- (注 I) 補助対象経費の上限額は、設計改修一括は I, 250千円、設計改修一括(段階的耐震改修) I 段階目耐震改修工事は875千円、設計改修一括(段階的耐震改修) 2段階目耐震改修工事は I, 250千円から I 段階目耐震改修工事の補助対象経費を引いた額。
- (注2)補助対象経費は、5千円の倍数となるよう端数を切り捨てた額とすること。

様式は耐震診断士又は住宅政策課にお問い合わせください。申請住宅に「共有者」又は 「賃借人」がいない場合は、この書類を提出する必要はありません。

戸建木造住宅【改修】

別紙2 (様式第 | 号、様式第 | 号の2、様式第 | 号の3、様式第 | 4号、様式第 | 4号の2、様式第 | 4号の3、様式第 | 5号、様式第 | 8号関係)

年月日

熊本市長 大西 一史 様

補助事業の実施に係る同意書

下記の住宅について、熊本市戸建木造住宅耐震改修事業を実施することに同意します。また、事業の円滑な実施のため、必要に応じ協力をいたします。

記

> 住所 共有者、賃借人がいる場合に記入してください。 ※共有者等の苗字が申請者と同じ場合、 印鑑は申請者と異なるものを使用して下さい

住所

氏名

印

住所

氏名

印

※対象住宅に共有者又は賃借人がいる場合は、同意を得て2に記入すること。

戸建木造住宅【改修】

別紙3 ((様式第 | 号、様式第 | 号の2、様式第 | 号の3、様式第 | 4号、様式第 | 4号の2、様式第 | 4号の3、様式第 | 5号、様式第 | 8号関係)

熊本市長 大西 一史 様

	年	月	ij
∄	是出時に	に記入	

委 任 状

(設計改修一括・設計改修一括(段階的耐震改修)・耐震改修工事 ・ 耐震改修工事 (段階的耐震改修) 建替え設計工事一括 ・ 耐震シェルター工事)

	私は、	肥後二郎	を代理者(窓口に来る方))と定め、下記の事項を委任しました
--	-----	------	--------------	-------------------

- Ⅰ. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の内、各事業に必要な手続の一切を委任される場合は、下記の事項に○をつけてください。
- 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る2に示す申請及び報告等の手続における一切を委任
- 2. 熊本市戸建木造住宅耐震改修事業に係る申請及び報告等の手続のうち一部を委任する場合は、下記の項目の中から該当する事項に○をつけてください。

交付申請(第4条)	変更申請(第7条)
補助事業の中止又は廃止(第8条)	状況報告(第 0条)
補強計画設計の報告(第11条)	建替え工事の着手届(第 4条)
完了実績報告(第 5条)	補助金の請求及び交付(第17条)
完了後の報告等(第2 条)	

対象住宅の所在地(地番) 熊本市 中央区 手取本町 | | 0

申請者 (委任する方)

住所 熊本市中央区手取本町 | 番 | 号

氏名 熊本 太郎

髓本

代理者(窓口に来る方)

住所 熊本市中央区熊本城 | 番 | 号

会社名 株式会社 ひごまる一級建築士事務所

氏名 肥後 二郎

診断士派遣【要綱】 様式第2号(第3条関係) 申請住宅が「昭和56年5月31日以前に着工したもの」又は「罹災証明書がある」場合は、この書類を提出する必要はありません。

年月田

熊本市長 大西 一史 様

申込者 熊本市中央区手取本町 | 番 | 号

氏名 熊本 太郎

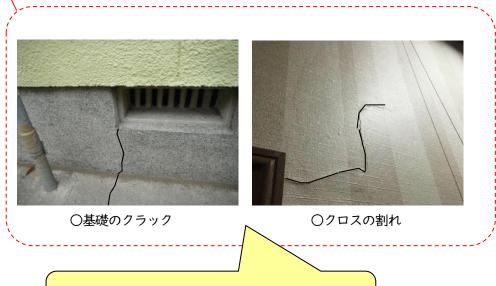
電話番号 096-|||-|||

罹災報告書

下記のとおり、平成28年熊本地震により罹災したことを報告します。

記

- | 住宅の所在地 熊本市 中央区 **手取本町 | | | 0**
- 2 被害概要
- 3 添付書類 (次のいずれかの書類を添付)
 - (1) 被災状況を記録した写真
 - (2) 被害の修復に要した経費を証する書類
 - (3) 建築士による被災状況確認証明書(別紙)
 - (4) その他市長が必要と認める書類



地震の被害が分かる写真(2~3枚程度)を A4 の紙など に貼り付けて、添付してください。

戸建木造住宅【改修】

別紙4 (様式第6号、様式第14号の2関係)

熊本市長 (宛)

耐震改修工事を段階的に実施する理由書及び誓約書

現状における上部構造評点	<u>0.43</u>
1段階目耐震改修工事(今回)実施後の評点	
(※要件:0.7以上となること。)	<u>0.75</u>
2段階目耐震改修工事後の上部構造評点(予定)	
(※要件: 1.0以上となること。)	1.10

上部構造評点:大規模な地震が発生したときに建築物が倒壊する可能性を示す指標

上部構造評点 1.5以上・・・倒壊しない。

1. 0以上1. 5未満 ・・・一応倒壊しない。

0. 7以上1. 0未満 ・・・倒壊する可能性がある。

0. 7未満

・・・倒壊する可能性が高い。

下記の理由により、改修後に倒壊の可能性が残ることを理解したうえで、1段階目耐震改修 工事を実施します。

なお、当該理由が解消されれば、上部構造評点を1.0以上とする2段階目耐震改修工事を 実施することを誓約します。

※該当	欄にチェック(その他の場合は()	内に具体の内容を記載してください。)
\checkmark	当面の経済的負担を抑えたいため		
	その他()

提出時に記入 年 月 日

住所: 熊本市中央区手取本町|番|号

氏名: 熊本 太郎

よくある質問

【対象となる住宅について】

問1. 伝統的構法等は、補助対象とならないのか。

答:昭和25年以前着工の伝統的構法の住宅についても、補助対象となります。申し込みの段階で着工年と伝統的構法であるかを把握する必要があるため、事業計画書の建築年月日については、できる限り正確に記載をお願いします。

※「伝統的構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材で作られており、貫、さし鴨居、土壁等が多く用いられている日本古来の木造軸組のこと。主に建築基準法制定(昭和25年)以前に建てられている。

問2. 木造の店舗や事務所、アパートなどは補助対象とならないのか。

答:店舗や事務所、アパートなどは補助対象となりません。

ただし、店舗等の用途を兼ねる住宅(店舗等の用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の | 未満のものに限る)については、戸建木造住宅に含むと定義しており、店舗部分も含めて事業対象となります。

問3. 増築した部分がある場合、補助対象の取り扱いはどうなるのか。

答:耐震改修等の補助対象となるのは、平成 | 2年5月3 | 日以前に工事着工した住宅であるが、平成 | 2年6月 | 日以降に着工した増築部分がある場合も既存部分、増築部分も含めた全体を補助対象とします。ただし、平成 | 2年6月 | 日以降に増築した部分が延床面積の2分の | を超えている場合は、全体が事業の対象外となります。

問4. 旧耐震基準とはなにか。

答:昭和56年5月31日以前に着工した住宅については建築基準法施行令の「耐震に関する構造関係規定(新耐震基準)」が施行される前の基準のことです。旧耐震基準で建てられた住宅は、新耐震基準(現行の建築基準法)を満たしていない可能が高いと考えられます。

問5. なぜ住宅の条件の基準日が平成 | 2年5月3 | 日なのか。

答:昭和56年6月 | 日以降の耐震基準で建てられた住宅であっても、平成 | 2年5月3 | 日以前に着工した住宅については柱と梁の接合部仕様等が明確化される前に建てられており、熊本地震においても被害がみられたためです。

問6. 申請住宅に現に居住者がいない場合は補助対象とならないのか。

答:現に居住者がいない場合は、誓約書(耐震改修工事後にすみやかに住むことを示したもの)を提出し、耐震改修工事後に申請住宅に住む意志を示したものについては住む見込がある住宅として補助対象としています。誓約書の他に、現に住んでいる場所の住民票などの提出が必要です。

問7. 貸家は補助対象とならないのか。

答:貸家も補助対象となります。この場合、申請者は所有者となりますが、賃借人にも設計改修一括工事の実施について同意を得て、同意書(P.20)の提出が必要です。

【申請者について】

問8. 住宅の所有者以外が本事業へ申込むことは可能か。

答:原則として、申請者は住宅の所有者としていますが、やむを得ない場合(所有者の死亡、障がい、 入院など)は必要な書類を提出することで、代理の方でも申請することができます。

問9. 代理者として認められるのは誰か。

答:代理者として認められるのは、配偶者または2親等以内(父母、子、兄弟、姉妹など)の方です。

問10.住宅の所有者が故人である場合、所有権移転登記等は必要となるか。

答: 問8、問9の条件で、代理者と認められた場合は、必要な書類を提出することで、所有権移転登記等を行わずに、代理者による申請が可能です。

問11.共有者とは何か。また、共有者が故人の場合はどうなるのか。

答:対象住宅の登記簿上の所有者(権利者)のことです。共有者が故人の場合は、除籍謄本など、その方が亡くなられていることが分かる書類の添付が必要となります。

【対象となる補強計画設計、耐震改修工事等について】

問 1 2. 耐震診断、補強計画設計を行わずに耐震改修工事を行いたいが可能か。

- 答:耐震改修工事を行うためには、耐震診断及び補強計画設計が不可欠です。
 - ・耐震診断を行うことで、住宅のどの部分が地震に弱いのかが分かります。
 - その後、補強計画設計を行うことで、どこをどのように補強すればよいのかが分かり、耐震改修工事の 設計図を作成することができます。

耐震診断、補強計画設計をせずに耐震改修工事を行うことは、病院で医師の診断を受けずにいきなり手術 を行うようなものです。

問13. 耐震診断、補強計画設計及び耐震改修工事を同時に行うことは可能か。

答:耐震診断、補強設計及び耐震改修工事を同時に行うことはできません。また、いずれも本市の補助事業を利用する場合は、耐震診断→補強計画設計→耐震改修工事の順に行う必要があります。

本市の事業を活用される場合、例年、年度始めに各事業の募集を開始していることから、I 年目に耐震診断士派遣事業を、翌年度に設計改修一括事業等を利用されるというように、約2年間で耐震化を進める方法が一般的です。

問14. 既に着手あるいは完了している補強計画設計、耐震改修工事は、補助対象となるのか。

答:補助対象になりません。必ず着手前に申請を行う必要があります。

問 15. 地盤の改良や基礎の補強も耐震には有効と思われるが。補助の対象となるのか。

答: この補助制度は、あくまで上部構造が対象であり、地盤については補助の対象となりません。ただし、基礎の補強については、耐震診断の結果、耐震性の向上に有効であると判断された場合は補助の対象となります。

問16.補強計画設計や工事監理を行う耐震診断士、耐震改修工事を行う施工者は自由に選べるのか。

答:補強計画設計や工事監理者を行うのは耐震診断士である必要があります。耐震診断士名簿から自由に選ぶ ことができます。施工者については特に条件はなく、自由に選ぶことができます。

問17.段階的耐震改修補助事業を行うと、工事費は安くなるのか。

答: 2回に分けて工事をするため | 回に負担する費用は安くなりますが、設計や工事監理が複数回必要になることなどから、段階的耐震改修補助事業全体として安くなるわけではありません。

【その他】

問18. 耐震改修工事を行うと、税の控除や減額ができるのか。

答:一定の要件を満たす耐震改修工事を行った場合は、所得税の控除と固定資産税の減額が受けられる制度があり、当課が発行する耐震改修証明書を持参の上、税務署及び各区役所税務室に申告をすることで控除を受けられる場合がありますが、2段階目の耐震改修工事まで行ったものに限ります。詳細は、管轄の税務署及び各区役所税務室にお尋ねください。(I3ページ参照)

問 1 9. 補助金交付申請書等は郵送で提出してもいいのか。

答:原則郵送での提出をお願い致します。持参を希望される場合は、まずはお電話にて事前にご相談ください。